

女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

< 募集要項等に関する質問回答(競争的対話) >

最新 No	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	特定事業の選定	6	第2	3	(5)	適切なリスク分担による安定した事業遂行の実現	募集要項で求めるSPCは、四半期決算を求めています、四半期決算の監査報告は、レビュー報告書でよろしいでしょうか。	募集要項で規定する特別目的会社は、四半期決算を求めているわけではありません。
2	募集要項	2	第2	4		整備計画の概要 項目 水質基準	計画流入水質のpH範囲が設定されていませんが、排水事業者が行う一次排水処理で薬品等が使用されることが予測されます。これによりpHが強酸性または強アルカリ性に排水特性が変動した場合、排水処理設備(ポンプ、コンクリート水槽等)に悪影響をおよぼす危険性があります。また、使用開始後に排水事業者から毎月定額の流量計使用料金徴収を求めています、除害設備、塩水腐食等でメーカー保証期間より短期に交換することとなり、については使用料金のコストアップとなります。 できれば計画流入水質にpH範囲(中性域)を設定して頂けないでしょうか。	計画流入水質にpH(範囲)は設定しません。 なお、本事業で建設する排水処理施設は水産加工場以外の排水を受け入れることは想定していません(追加資料1を参照)。水産加工場からの排水は、添付資料6の工場排水(pH=6.4)や解凍場排水(pH=7.4)の例のように、pH値は概ね7程度と想定されます。
3	募集要項	3	第2	6	(1)	ア 排水処理施設的设计・建設	工事開始までに必要な関係手続の回答で、土壤汚染対策法に基づく届出が必要と記載されていますが、特定有害物質が土壤に含まれているとの理解でよろしいのでしょうか。 またこれらに係る調査費用および汚染土壤の処理費用については設計変更の対象となるのでしょうか。	掘削面積と盛土面積が3,000m ² を超える場合には、土壤汚染対策法に基づく届出が必要です。本事業においては、業用地全体(面積4,050m ²)を地盤高3.55m以上に嵩上げる必要があるため、届出は必要です。現時点では特定有害物質は土壤に含まれていないものと想定しています。万が一、調査や汚染土壤の処理費用が必要になった場合については、事業契約書に基づき対応します。
4	募集要項	4	第2	8		事業スケジュール(予定)	維持管理・運営期間が平成27年4月～平成47年3月となっていますが、添付資料7「平成26年度における排水事業者の想定排出水量」によれば平成26年7月から排水事業者からの排水が計画されています。 この期間に発生する排水処理の維持管理・運営については今回の提案書には含まないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、平成26年度の排水処理について提案書には含みません。
5	募集要項	16	第6	4		事業契約の締結	優先交渉権者の決定後、事業契約締結の間までに、リスクワークショップ(仮称)を開催し、提案内容に基づくリスク(事業提案書様式7-6)について関係者間で協議見直し、必要に応じて事業契約書の修正を行うことができるのでしょうか。	ご理解のとおり、事業者選定後、提案書の内容も踏まえ、関係者で事業契約書(案)を基に協議し、事業契約書を策定します。
6	募集要項	17	第7	3		法制上及び税制上の措置並びに財政上の支援に関する事項	事業者が設置する流量計については、免税、優遇制度はないとのことですが、附帯施設については、交付金の適用対象とすることが可能とありますが、ここで言う附帯設備とは、具体的にどのような施設を指すのかご教示ください。	要求水準書に示したとおり、附帯施設とは「排水処理施設の本質的な施設である、水処理施設、汚泥処理(濃縮、脱水工程)施設それに付随する管理施設(作業員の控え場所等)以外の施設」をいいます。 流量計のように排水処理施設の運営に必要な設備は附帯施設に含まれません。汚泥の再利用に向けた乾燥や発酵等のための施設を想定しています。
7	募集要項 別紙1	1-1	第1	2		施設整備に係る対価(一括払い)	様式集 様式7-4別紙②施設整備費内訳書において会社設立費は「その他設計・建設に関して必要となる費用」に含まれないのであれば、使用料金の固定費に含まれると理解してよろしいでしょうか。 この理解でよろしければ様式集 様式7-4別紙②の修正をお願いします。	ご理解のとおりです。様式7-4を修正します。
8	募集要項 別紙1	1-1	第1	2		施設整備に係る対価(一括払い)	平成25年10月9日公表の「募集要項等に関する質問回答」のNO.38にて、事業者と建設請負者間で締結する建設請負契約に要する弁護士費用及び印紙代は施設整備に係る対価(一括払い)に含めるとの回答がございましたが、一方、NO. 196では建設期間中の弁護士費用は施設整備費対価のその他経費の事務費に含まれないと記載されております。施設整備費に係る対価(一括払い)で認められる費用項目の詳細について再度確認させてください。 以下の項目は、「施設整備費に係る対価(一括払い)-その他設計・建設に関して必要となる費用」に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。該当しない場合はどの項目・区分に含めるのかご明示ください。 ・建設費、設計費、工事監理費、調査費等の建設に関する契約締結に要する、弁護士費用、印紙代、手続きに関する経費 ・保険料のうち、履行保証保険、建設工事保険、第三者賠償保険の保険料	No.38は、建設請負契約締結に係る費用については施設整備に係る対価の中を含むことが可能という趣旨でしたが、再度確認したところ、含まれませんでしたので、含まれないと修正します。No.196は、質問にあった監査報酬、税理士報酬及び弁護士報酬等は、特別目的会社の設立に係る経費であると理解しましたが、その場合、施設整備に係る対価の対象には含まれません。 ご提示頂いた項目のうち、保険料については、施設整備に係る対価に含まれません。ただし、現場管理費、一般管理費、共に直接工事費に対する一定率(従来使用されている適切な率)以内とすると規定されていることに留意してください。なお、維持管理・運営期間中における保険料については、使用料金に含まれます。

女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

< 募集要項等に関する質問回答(競争的対話) >

最新 No	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
9	募集要項別紙1	1-2	第1	3	使用料金・流量計使用料金	以下に挙げる事業運営に必要なインシャルコストは、「使用料金-その他費用」に該当するとの理解で宜しいでしょうか。該当しない場合はどの項目・区分に含めるのかご明示ください。 ・SPC設立に関する費用(登録免許税、司法書士費用等) ・事業契約締結に要する、弁護士費用、印紙代、手続きに係る経費 ・維持運営委託業務等の契約締結に要する、弁護士費用、印紙代、手続きに関する経費 ・その他事業立ち上げ時に必要となる経費	ご理解のとおりです。	
10	募集要項別紙1	1-4	第1	3	(3) 排水量の定義	「水量の計測値が一致しない場合・・・」の計測値誤差の最小値は必要と思われるので協議開始の目安として数値を示して頂けないでしょうか。	水量の計測値が一致しない理由としては、流量計の測定誤差と不明水が考えられます。従って計測値が一致しない程度は流量計の型式によっても変わることが考えられるため、計測値誤差への対応の詳細については、事業者による流量計の型式決定後に協議を行い、決定する予定です。	
11	募集要項別紙1	1-5	第1	4	(1) 維持管理・運営に係る対価の考え方	最低保証の考え方として、貴町が現在想定している固定費の明確な細目をご教示いただけないでしょうか。(最低保証基準を提案するために必須。)	応募者により施設の形態、処理方式等が異なると想定しているため、町として、固定費の詳細な細目は設定しません。	
12	募集要項別紙1	1-5	第1	4	(3) 最低保証額の算定方法	維持管理・運営業務における固定経費全額が最低保証基準額となると考えて宜しいでしょうか。ご教授ください。	最低保証基準額については、固定的費用の額を基に設定して頂きますが、必ずしも固定的費用と一致する必要はなく、固定的費用よりも低い価格(又は高い価格)での提案をしていただいても結構です。	
13	要求水準書	2	第1	3	(2) 事業用地の取扱い	当該事業用地は「町が県から使用許可を受ける予定である」とあり、平成26年3月予定の事業契約締結日までに使用許可を受けるとなっています。例えば排水事業者からの排水処理として、仮排水処理施設が必要になった場合は仮設用地についても(近隣東側用地)用地使用許可を受けていると理解してよろしいでしょうか。	近隣東側用地は、増設時の用地です。ご質問の仮設用地については、決定した事実はありません。	
14	要求水準書	2	第1	4	(1) 本施設の設計・建設	事業用地の地中に存置されている護岸について、例えば排水処理施設の配置計画で工期短縮の為、想定される護岸部分に支障にならない様に計画した場合、撤去しないで存置してもよろしいでしょうか。同様に排水処理施設工事の支障にならない箇所の地中存置舗装は撤去しなくても良いのでしょうか。	残置されている護岸については、本施設の整備に当たって撤去する必要がなければ、撤去しなくても構いません。残置されている舗装については、全て撤去してください。	
15	要求水準書	6	第2	1	(1) 施設配置上考慮すべき事項 ウ 環境対策	地区計画で外壁の色の統一のことが明記されていますが、対象は建築建屋に加え、土木構造物(各種水槽等)も含むのでしょうか。	外壁については、地区に立地予定の水産加工業者により、検討が行われていますが、詳細は未定です。ご質問の事項については、優先交渉権者決定後に、水産加工業者、事業者、町で協議し、決定することを想定しています。	
16	要求水準書	8	第2	1	(5) 建設に関する事項 ウ 環境対策	建設工事の際の騒音振動対策について、例えば南側に隣接する冷凍倉庫(マスカー)等に対して法令(騒音規制法および振動規制法)に基づく規制基準を超える配慮(より厳しい配慮)は必要でしょうか。	必要ありませんが、極力、配慮してください。	
17	要求水準書	8	第2	1	(5) (6) 建設に関する事項 事前調査	設計・建設工期が厳しいため、契約後、早急に調査工事、現場事務所設置、仮囲い及び敷地盛土等の工事を開始する必要があります。本工事の取り合いに関連する敷地周辺の専用管渠工事、水産加工団地造成、道路工事等の工事工程についてご教示頂けませんでしょうか。また、現在建設敷地内に置かれている護岸ブロックは、事業契約を締結する予定の平成26年2月末までに敷地外への移動が完了しているとの認識でよろしいでしょうか。	敷地周辺の工事工程については、優先交渉権者決定後に情報を提供します。護岸ブロックについては、事業契約締結までに撤去するように港湾管理者に申し入れます。	
18	要求水準書	10	第2	2	(1) 水処理能力	計画流入水質、水量については排水事業者が排水処理基準を厳守し適正に処理されていることを前提に排水処理施設の設備仕様の選択、使用料金、運営管理費の設定を行い提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、水質については計画流入水質が遵守される前提で提案ください。また、水量については、提案上の使用料金、運営管理費の設定については様式7-4別紙②に記載の1日当たり排水量を前提に提案ください。	
19	要求水準書	11	第2	2	(8) 地震・津波対策	「地震、津波への対策を考慮すること」とありますが、事業用地への地震、津波の頻度及び津波の高さはどの程度を想定されているのでしょうか。ご教授ください。	平成25年10月9日公表の募集要項等に関する質問回答のNo.135を参照ください。	

女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

< 募集要項等に関する質問回答(競争的対話) >

最新No	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
20	要求水準書	11	第2	2	(9)	外構計画	設計・建設は工期内で完成、排水処理施設についても適正に排水処理がされている状態まで工期内で完成する計画としたいと考えておりますが、現時点での工程計画上盛土工事と外構工事が工事手順の関係で工期内に完成できない可能性があります。 できれば盛土工事および外構工事のための工期延期を認めていただきたいのですが、可能でしょうか。	原則、工期内とします。もし、調整が必要であれば、優先交渉権者決定後に協議します。
21	要求水準書	11	第2	2	(9)	外構計画	『外構計画では敷地内を全面舗装とすること。』とありますが、発生法面に植栽(芝張)を行なうことは可能でしょうか。	植栽の手入れを行う条件で有れば、発生法面の植栽は可能です。 なお、植栽が敷地境界の外にはみ出す、植栽により敷地内部の作業環境が悪化する等の状況は手入れを行っていないものと判断します。
22	要求水準書	15	第3	2	(6)	汚泥の処理・活用	9月13日に公表された募集要項等の修正(通番5)にあるように附帯設備に関する内容は変更されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	15	第3	2	(7)	本施設からの放流量計測	流量計の調達方法として、ファイナンスリース取引での調達を考えておりますが、問題ないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	15	第3	2	(8)	各排水事業者の排水量計測	流量計設置に関し、排水事業者の敷地内にSPCの流量計が設置される可能性があることは、事前に排水事業者の説明され了解を得ているとの認識でよろしいでしょうか。また、流量計用AC100V電源の準備や電気代負担は、排水事業者でなされるとの認識でよろしいでしょうか。	流量計用AC100Vの電源の準備までは、排水事業者が行いますが、電源との接続等の設備工事は、事業者が施工し、費用については、流量計使用料金により回収することを想定しています。排水事業者への説明については、詳細が決定しだい実施する予定です。
25	要求水準書	15	第3	2	(8)	各排水事業者の排水量計測	万一、町が用意したマンホールに流量計取り付けが困難な場合、流量計専用の枡を別途取り付けることとなりますが、それに必要な用地は各工場敷地内に排水事業者が用意するという理解でよろしいですか。	ご質問の状況の場合、別途取り付けの流量計専用枡の用地は排水事業者側で用意することとなります。この場合、枡の大きさなどにより、設置場所については、排水事業者を協議して頂くこととなります。
26	要求水準書	16	第3	2	(12)	専用管渠の維持管理	マンホールポンプの機種選定および設置工事は当該工事範囲外ではあるが、様式7-4別紙②に記載「電気量5台×20万円/年」とありますので、台数は解りましたが、メーカー、性能等の詳細をご教示いただけないでしょうか。	添付資料13にNo.16-1-1マンホールポンプの仕様を記載しています。他のマンホールポンプについても材質などはほぼ同じで選定しています。吐出力、出力などは設置する場所によって異なる予定です。電気料金は、応募者間の提案内容を統一するため、設けている金額です。
27	要求水準書	16	第3	2	(12)	専用管渠の維持管理	管渠の修繕について、大規模修繕と修繕(特に地震の影響等による破損)の違いを明確にして頂けないでしょうか。	修繕のうち、要求水準書に定義した、「対応を町で実施するもの」は大規模修繕と読み替えてください。また、「地震の影響により破損が生じたと断定されたもの(不可抗力によるもの)」は、大規模修繕として町で対応します。それ以外の修繕については事業者で実施して頂きます。
28	要求水準書 添付資料2				(2)	残地されている 舗装構成図	※1記載の取付道路の幅員(m)をご教授願います。また、併せて追加資料3にある事業用地と増設予定地との間の道路幅員(m)をご教授ください。	取付道路の幅員は約7mです。事業用地と増設用地との間の道路の幅員は約7mです。
29	要求水準書 添付資料7					排水事業者の想定排出量	様式7-4別紙②に示してある年度別排水量を(変動安全率を見込まないで)100%で20年間の維持管理・運営管理を計画するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書 添付資料7					平成26年度における排水事業者の 想定排水量	平成26年度想定排水量によれば26年7月～550m ³ /日程度の排水が発生する計画になっていますが、仮設の処理施設で排水処理を行うようになるのでしょうか。なるのであれば用地はどの様に考えているのでしょうか。ご教示ください。	調整中です。提案に当たっては、供用開始前には排水の流入はないという前提で検討ください。
31	要求水準書 添付資料7					平成26年度における排水事業者の 想定排水量	建設期間中に操業開始した排水事業者の排水はどのように集め、処理・放流される計画かお聞かせください。	No.30の回答を参照ください。
32	要求水準書 添付資料8 添付資料13					排水処理施設への流入管縦断面図	平成25年10月9日公表、変更された要求水準書添付資料8「排水処理施設への流入管の条件」における縦断面図と同添付資料13「専用管渠の計画資料」22頁縦断面図では高さ関係の数値に相違があります。どちらの縦断面図が正しいかご教示頂けませんでしょうか。	添付資料8の縦断面図が正しい(最新の情報)です。こちらを検討の条件として下さい。
33	様式集 提出書類一覧		第4	2	(4)	図面及び設計資料	提出書類の図面(任意様式)の尺度は、1/100以外の尺度の提出でも宜しいでしょうか。(平面図1/300程度を考えております。)	施設の全体の状況は一般平面図(指定様式、縮尺1/600)で確認します。各々の施設については様式通り、縮尺1/200での作成(1枚に入りきらない場合には、分割して作成)をお願い致します。また、各々の施設については、指定の縮尺に基づく様式を提出した上であれば、その他の縮尺の平面図を追加資料として提出することを認めます。
34	様式集	様式7-4 別紙①				営業収入 維持管理運営に係る対価(最低保証)	様式7-4別紙②に記載される想定排水量を前提として使用料金収入を算定する場合において、最低保証による事業者収入はないため、当該資料では0と記載すれば宜しいでしょうか。また参考値として記載する場合、営業収入計の算式は、維持管理・運営に係る対価(最低保証)の金額を除いた「施設整備に係る対価+使用料金収入+流量計使用料金収入+その他収入」との理解で宜しいでしょうか。	前者、後者ともにご理解のとおりです。

女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

< 募集要項等に関する質問回答(競争的対話) >

最新 No	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
35	様式集	様式7-4 別紙①				損益計算書	当該様式の損益計算書およびキャッシュフローいずれも平成47年度の欄がございませんが、事業終了後においてもSPCの清算費用等の発生が見込まれます。当該費用については今回提案上の金額から除いて考えるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	様式集	様式7-4 別紙①				損益計算書 注6)	キャッシュフローを当月分に計上すると記載がございますが、キャッシュアウトも同様の計上方法で記載すれば宜しいでしょうか。それともキャッシュアウトフローは実際の資金需要時期に計上するのでしょうか。	キャッシュアウトも同様の計上方法で記載ください。
37	様式集	様式7-4 別紙②				施設整備費内訳書	平成25年10月9日公表の「募集要項等に関する質問回答」のNO.195にて、施設整備費内訳から復興交付金の対象とならない費用を除いた金額が契約金額になるとの記載がございますが、施設整備対価の一括払い分(復興交付金対象)のみを記入対象としたほうが、入札金額(契約金額)と当該様式との関係が明確化する観点から望ましいと考えます。施設整備対価の一括払い分(復興交付金対象)のみを記入対象とした様式として頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、様式を修正します。
38	様式集	様式7-4 別紙②				施設整備費内訳書	施設整備費内訳書の総額欄に記載する金額は、設備整備費内訳書から復興交付金の対象とならない費用を除いた金額が契約金額となりますが、「復興交付金の対象とならない詳細費目をご教示いただけないでしょうか。	様式を修正します。
39	様式集	様式7-4 別紙②				施設整備費内訳書	建設期間中の監査報酬、税理士報酬、弁護士報酬等の費用は、その他の経費事務の事務費には含まれないのであれば、これらの費目はどの費目に含まれるのでしょうか。ご教示ください。	維持管理・運営費のその他費用に含まれます。
40	様式集	様式7-4 別紙②				施設整備費内訳書	排水処理施設と附帯施設に共通する業務で、一括計上する費用がある場合には、面積比等の基準に基づき按分し、内訳書に記載すると理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	様式集	様式7-4 別紙②				事業収支計画内訳書	年度別想定排水量を何%程度下回った段階で事業計画変更協議を行うのか町の想定をご教授ください。	排水量の減少については、最低保証で対応するため、年度別想定排水量の減少によって、事業計画の変更にかかる協議の実施は想定していません。
42	様式集	様式7-4 別紙②				事業収入計画内訳書	様式7-4別紙②に記載される想定排水量を前提として使用料金収入を算定する場合において、最低保証による事業者収入はないため、当該資料では0と記載すれば宜しいでしょうか。また参考値として記載する場合、合計欄の算式は、維持管理・運営に係る対価(最低保証)の金額を除いた「使用料金収入+流量計使用料金収入+その他収入」との理解で宜しいでしょうか。	前者、後者ともにご理解のとおりです。
43	様式集	様式7-5				使用料金、最低保証について	本事業における最低保証制度の趣旨から300,000m ³ /年以上の水量での条件設定はないとのこと、また様式7-4別紙②維持管理・運営費内訳書※2より年間稼働日数300日を前提とするとの記載がありますので、1日当りの排水処理量は1,000m ³ /日が最低保証の設定上限値と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	最低保証は年間での適用ですので、年間で条件を設定しています。一日あたりの排水量に対して基準を設けておりません。
44	様式集	様式7-5				使用料金、最低保証について	排水量によって固定的な経費が変動する場合があります。最低保証は、どのような条件を前提とし、単価を設定すれば良いでしょうか。	最低保証に係る提案については、排水量が540千m ³ /年(1,800m ³ /日)の場合を前提とした経費を基にしてください。
45	様式集	様式9-1 別紙				排水事業者の排水量の計測・記録方法	ヒアリングによる流入水量のデータであると認識しておりますが、別紙7-4にある年度別想定排水量と比較した場合、H27年度からH32年度までの排水量の内、魚市場と排水事業者1社分の変動が大きいと想定されるため、予定されておいて御提示されていない魚市場と排水事業者1社分の想定排水量を御提示ください。	年度別想定排水量は、応募者間の提案の条件をそろえるために設けている条件であり、平成29年度から崎山地区の排水事業者も稼働すると見込み加算する等、対象地区全体の動向を踏まえ、推計したものです。そのため、ヒアリングによる流入水量のデータとは完全に一致することはありません。また、年度別想定排水量は、町が保証するものでもありません。施設計画、維持管理運営計画の立案の際の参考にしてください。
46	事業契約書(案)	2	第1条			用語の定義(23)施工方法等	施工方法とは、仮設、施工方法…の「仮設」とは、建設工事に際しての意味であって、仮設排水処理施設の設置までを求めているものでないとすれば、仮設排水処理施設は、建設工事費に含まない、また検討する必要がないと理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
47	事業契約書(案)	2	第10条			設計及び本件工事に伴う各種調査	土壌汚染が判明した場合、追加費用及び工程の遅延のリスクは「事業契約書(案)第10条第5項」に記載したとおりと回答がありました。「事業契約書(案)第10条第5項」に記載の「合理的な範囲」とはどのような範囲を言うのでしょうか。できれば事例でご教示願えませんでしょうか。	汚染された土壌の入れ替え、処分を行うのに通常要すると考えられる費用や、それらを実施するために通常要する期間、工期が遅延することに伴って通常発生すると考えられる人件費や現場維持費等の費用を想定しております。

女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

< 募集要項等に関する質問回答(競争的対話) >

最新 No	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
48	事業契約書(案)	10	第27条			設計の変更	排水事業者から、要求水準書要求事項以外の項目(参考要求水準書p10)について、例えば仮設道路や進入路・迂回路、排水事業者の営業活動を阻害しないための必要な措置等について、変更の申し出があった場合、町の求めになるのか、事業者の求めかになるのかどちらでしょうか。	近隣対応の問題であり、第19条に従い、関係法令等に従って事業者において判断の上、事業者の負担で対応いただくこととなります。もともと、町が必要と認めて対応を求めた場合には、町の求めによる変更として第27条に従います。
49	事業契約書(案)	10				設計業務 (対象条文無し)	排水事業者からの、要要求事項等を早期に把握するために、又は建設段階での急な要望が生じないために、町・排水事業者・事業者等からなる設計協議会(仮称)等を設置したほうが良いのではないのでしょうか。	町では、現時点では、ご提案のような協議会の設置は想定していません。必要に応じ、ご提案ください。
50	事業契約書(案)	11	第30条			関連工事等の調整	末尾に以下を追加できませんか。 「なお、協力の内容が工程の遅延を生じたり、過大な仮設備を必要とするもの、協力することにより材料・労務の調達に損害が発生するものについては、その限りではない。」	文言の追記には応じられません。そもそも工程の著しい遅延をもたらしたり、過大な仮設備が必要となったり、事業者の材料・労務の調達に著しい損害が発生するような調整を求めることは想定しておりませんが、万一、そのような事態が発生した場合については、その対応について協議に応じます。
51	事業契約書(案)	14	第39条			条件変更等	第1項4号に次の項目を追加できませんか。 (4)排水事業者からの新たな条件についての要望	建設に際して排水事業者が事業者に直接要要求をすることや、事業者にとらに対する対応をしていただくことは予定しておらず、排水事業者からの要求要望があり、町が必要と認めれば町が事業者と協議しますので、追記は必要ないと考えます。
52	事業契約書(案)	14				建設業務 (対象条文無し)	排水事業者他関係者からの要要求事項を調整するために、定期的な協議会開催を位置つけたほうが良いのではないのでしょうか。	町では、現時点では、ご提案のような協議会の設置は想定していません。必要に応じ、ご提案ください。
53	事業契約書(案)	22	第70条			業務要求水準の変更	第2項第4号に次の項目を追加できませんか。 (4)排水事業者から業務要求水準の変更について新たな要望があった場合、その対応について、町・排水事業者・事業者で協議を行う。	追記はしませんが、町は必要と認めれば協議に応じます。
54	事業契約書(案)	24	第75条			排水の受け入れ	『排水の量が恒常的に要求水準書で指定された本施設の受入可能量の上限値を超える場合には、』と記載があり、この恒常的にの一定期間とは1ヶ月を想定しているとのことですが、この1ヶ月間に超過した排水量および水質についてのリスクは、排水事業者の負担となるのでしょうか。ご教示ください。	同条項に記載のとおり、事業者において必要に応じ排水事業者に排水の自主規制を要請する等して対応していただきます。上限を超えても排水を事業者が処理した場合には、その排水量に応じた所定の費用を排水事業者に請求いただくとともに、受け入れを規制した結果、排水の保管や操業停止に至った場合に排水事業者が生じた損害、あるいは排水事業者が規制を無視して排水した結果、施設の破損等により事業者が生じた損害については、排水事業者の負担とすることを想定しております。従って、事業者と排水事業者との間で締結していただく排水処理契約の中に、排水処理施設の受入可能量超過時における排水規制や排水事業者の負担等について明記していただくこととなります。
55	事業契約書(案)	27	第86条			契約期間	第3項に定める「改修、修繕、更新」とは、要求水準書14項「イ 修繕及び機器更新」の第4段落の但書に記載のポンプ等の中にはマンホールポンプの機器交換も含まれると理解されますが、マンホールメーカ及び仕様等も合せてご教示頂けないでしょうか。	ご指摘の箇所については、排水処理施設の保守管理について記載したものです。なお、マンホールポンプは町で整備するものですので、保守(洗浄、分解・修繕)は業務範囲に含まれますが、交換は含んでいません。仕様などについてはNo.15の回答を参照願います。
56	事業契約書(案)	別紙10	第1	2		排水処理契約の内容	排水処理契約で規定する排水の水質基準は、要求水準書添付資料5に示す計画流入水質と考えますが、排水事業者には本数値は事前に周知されていますでしょうか。 各水質項目の数値を超える排水に対しては、排水事業者が希釈または除害施設を設ける必要がありますが、平成26年度操業開始する排水事業者は承知されていますでしょうか。	排水事業者に対し排水の水質基準及び除害施設等の設置については、既に説明した承を得ています。
57	事業契約書(案)	別紙13		2		維持管理・運営業務に関して生じた増加費用又は損害	平成25年10月9日公表の「事業契約書(案)」および「募集要項等の修正(新旧対照表)【第2回】」の通番81では、「当該増加費用又は損害の額を、事業年度毎に全て累計し。」と記載されておりますが、一方で、平成25年10月9日公表の「募集要項等に関する質問回答」のNO. 351では「ご要望に応じかねます」との記載がございます。当該不可抗力による維持管理・運営業務に関して生じた増加費用又は損害の事業者負担は、平成25年10月9日公表の「事業契約書(案)」を正とする理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、平成25年10月9日公表の事業契約書案が正しい(最新)です。なお、平成25年10月9日公表の「募集要項等に関する質問回答」のNO.351でのご要望は「当該年度の事業費の1%」とのことでしたが、今般の修正内容は事業者負担額を明確化する趣旨で「当該年度の別紙8記載の最低保証基準額の1%」としておりますのでご注意ください。
58	追加資料3					施設増設用地平面図	本工事の排水処理施設への流入管及び放流管は将来の施設増設を含めて一箇所との指定がありますが、今回工事では当該敷地及び隣接敷地への増設分を見込んだ流入及び放流設備自体を整備する必要はなく、あくまで(操業中の)今回施設の稼働を停止しないような対策のため必要な準備をしておくことで問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。 なお、具体的な内容は追加資料6に、将来の増設に対する配慮を行っている箇所を明示する等し、具体的に記載願います。記載方法については、図示でも文言でも構いません。

女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

< 募集要項等に関する質問回答(競争的対話) >

最新 No	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
59	その他					建設資材の調達	宮城県内では、生コンクリートなど建設資材不足への懸念が強まっています。沿岸部を中心に需要が急増し、特にコンクリートの生産量に限界があり、現状で1事業(1工事)あたり、100m ³ /日(1週間に1回)が限界となっています。復興工事の着工がピークを迎える来年度は資材不足がより深刻化するとみられます。 現時点でのヒアリングにおいても来年度に女川原発の稼働した場合、さらに供給量が減少するとのことでした。 新聞発表に「生コンクリート仮設プラント設置事業者の特定」の記事がありましたが、当事者に確認したところ平成26年4月の供給開始は難しいとの見解であるようです。 建設資材不足により建設工程が大幅に延伸する恐れがありますが、貴町では、どのような対策をお持ちでしょうか。	事象が発生した場合に対応します。